

ミサワホーム不動産は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

ミサワホーム不動産株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：育児・介護と仕事を両立しやすい環境に整備すべく、制度の見直しを行う

<対策>

- 平成 28 年 1 月～ 小学校就業前の子を持つ社員に対し、より柔軟な勤務ができるような制度の導入を目指す。
- 平成 28 年 1 月～ 子の看護休暇・介護を理由とした休暇を、有給とする制度の導入を目指す。

目標 2：全社員を対象に、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行う

<対策>

- 平成 28 年 10 月～ 社員のライフスタイルにあわせて、より柔軟な勤務ができるような制度の導入を目指す。
- 平成 28 年 10 月～ 所定外労働削減につながる制度の導入を目指す。